

平成28年11月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(行ウ)第17号 固定資産税等課税免除措置取消(住民訴訟)請求事件(以下「17号事件」という。)

平成27年(行ウ)第13号 那覇市公園使用料賦課徴収を怠る事実の違法確認(住民訴訟)請求事件(以下「13号事件」という。)

口頭弁論終結日 平成28年9月6日

判 決

那覇市

原 告(両事件)	金 城 照 子
同訴訟代理人弁護士	徳 永 信 一
同	照 屋 一 人
同	上 原 千 可 子

那覇市泉崎一丁目1番1号

被 告(17号事件)	那 覇 市
同代表者市長	城 間 幹 子

同 所

被 告(両事件)	那 覇 市 長 城 間 幹 子
被告ら訴訟代理人	大 城 浩 信
同	上 原 義 信
同	篠 原 弘 一 郎
同	仲 里 豪
同	宮 尾 尚 子

那覇市若狭一丁目25番1号

参加人(17号事件)兼被告那覇市長補助参加人(両事件)

一般社団法人久米崇聖会

(以下「参加人」という。)

同代表者代表理事	大	田	捷	夫
同訴訟代理人	当	山	尚	幸
同	中	村	宗	立
同	北	澤	匡	大
同	大	島	優	樹

主 文

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は、参加及び補助参加によって生じたものを含めて原告の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

【17号事件】

- (1) 被告那覇市が、その行政財産である松山公園内に建設された参加人所有の久米至聖廟に係る平成26年3月に更新した設置許可を取り消す。
- (2) 被告那覇市長が、参加人から、久米至聖廟について、平成26年4月1日から同年7月24日までの間の松山公園の使用料181万7063円を徴収することを怠っていることが違法であることを確認する。
- (3) 被告那覇市長は、参加人及び翁長雄志に対し、181万7063円を被告那覇市に対して連帯して支払うよう請求せよ。

【13号事件】

- (4) 被告那覇市長が、久米至聖廟について平成26年7月25日から平成27年4月24日までの間の松山公園の使用料を賦課徴収することを怠っている事実が違法であることを確認する。
- (5) 被告那覇市長は、参加人及び翁長雄志に対し、156万4255円を那覇市に対して支払うよう請求せよ。

(6) 被告那覇市長は、参加人及び城間幹子に対し、276万5095円を那覇市に対して支払うよう請求せよ。

2 請求の趣旨に対する答弁

(1) 本案前の答弁

本件訴えをいずれも却下する。

(2) 本案に対する答弁

原告の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、当時の那覇市長が、平成26年3月28日、参加人に対し、都市公園である松山公園の敷地内に久米至聖廟（以下「本件施設」という。）を設置することを許可し（以下「本件設置許可」という。）、その使用料を全額免除したこと（以下「本件免除」といい、本件設置許可と併せて「本件設置許可等」という。）は政教分離原則（憲法20条3項、89条）に違反し、本件設置許可は都市公園法4条1項に違反するとして、①被告那覇市に対し、地方自治法242条の2第1項2号に基づく本件設置許可の取消し、②被告那覇市長に対し、同条1項3号に基づく平成26年4月1日から同年7月24日までの間の松山公園の使用料の徴収を怠る事実の違法確認、③被告那覇市長に対し、同条1項4号本文に基づく上記使用料相当額の当時の那覇市長である翁長雄志に対する損害賠償請求及び参加人に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求の各請求の請求（以上につき17号事件）、④被告那覇市長に対し、地方自治法242条の2第1項3号に基づく平成26年7月25日から平成27年4月24日までの間の松山公園の使用料の徴収を怠る事実の違法確認、⑤被告那覇市長に対し、同条1項4号本文に基づく上記使用料相当額の当時の那覇市長である翁長雄志及び城間幹子に対する損害賠償請求及び参加人に対する不当利得返還請求の各請求の請求をそれぞれ求める（以上につき13号事件）事案である。参加人は、17号事件の請求①につき被告那覇市に第三者の訴訟参加

をし(地方自治法242条の2第11項, 行政事件訴訟法43条1項, 22条), 17号事件のその余の請求(②及び③)及び13号事件の請求(④及び⑤)につき被告那覇市長に補助参加をしている(行政事件訴訟法7条, 民事訴訟法42条)。

2 関連法令

- (1) 都市公園法は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律である(都市公園法1条)。都市公園とは、都市計画に沿って設置される公園又は緑地であるが、地方公共団体が設置するものと国が設置するものとに分類されている(同法2条1項1号及び2号)。そのうち、地方公共団体が設置する都市公園(同法2条1項1号, 3項)は、当該地方公共団体が公園管理者として管理するものとされているところ、公園管理者以外の者であっても、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けることにより、都市公園内に公園施設を設けることができる(同法2条の3, 5条1項)。公園施設とは、都市公園の効用を全うするために当該都市公園に設けられる施設であり(同法2条2項各号)、園路及び広場(同項1号)、植栽、花壇、噴水その他の修景施設(同項2号)、休憩所等の休養施設(同項3号)、ぶらんこ等の遊戯施設(同項4号)、野球場等の運動施設(同項5号)、植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設(同項6号)等が列挙されている。

上記の申請を受けた公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が、当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの、あるいは、当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもののいずれかに該当する場合に限り、上記の許可をすることができる(同法5条2項)。

- (2) 那覇市において、一つの都市公園に公園施設として設けられる建築物の建

築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、原則として100分の2を超えてはならない（都市公園法4条1項本文，那覇市公園条例〔乙28〕2条の4第1項）。ただし、体験学習施設等の教養施設を設ける場合には、都市公園の敷地面積に対する割合が100分の10を超えない限度で上記限度を超えることができる（都市公園法4条1項ただし書，都市公園法施行令6条1項1号，5条5項1号，那覇市公園条例2条の4第2項，那覇市公園施設等の設置基準を定める規則〔乙29〕2条1号）。

- (3) 那覇市において、都市公園に施設を設けて都市公園を占有する許可を受けた者は、那覇市に対し、占有面積1㎡につき1か月360円の使用料を納付しなければならないが（那覇市公園条例11条1項，別表第1），那覇市長は、公共的団体が公益の目的で当該施設を利用する場合には、その全額を免除することができる（那覇市公園条例11条の2第4号，那覇市公園条例施行規則〔乙27〕15条1項2号）。

3 前提事実

当事者間に争いのない事実，掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

(1) 当事者

ア 原告は、那覇市に居住する住民である（争いなし）。

イ 被告那覇市は、都市公園法上の都市公園である松山公園を管理する地方公共団体である（弁論の全趣旨）。

ウ 参加人は、松山公園内に所在する本件施設を所有する一般社団法人である（乙20，弁論の全趣旨）。

(2) 本件施設について

本件施設は、儒学の祖である孔子を祀る廟であり、大成殿（63.76㎡），啓聖祠（20.61㎡），明倫堂・図書館（372.59㎡），至聖門及び御庭空間等によって構成される（甲3，16。括弧内は床面積。）。